

2001.4.12

## アメリカ社会論特殊講義（前期木4）

担当 安岡 正晴

研究室 A307 オフィスアワー 木曜 2 時限

（講義の要約レジュメは、ホームページ <http://ccs.cla.kobe-u.ac.jp/staff/yasuoka/WWW/index.htm> に随時掲載する予定。また講義内容関連サイトも同ページで随時紹介する。）

### 授業形式と成績評価について

授業は講義形式で行なう。評価は論文試験（9月の定期試験期間に実施予定、持込不可）で行なうが、七月五日の授業までに補助レポート（400字 X 10枚程度、引用・参考文献は必ず典拠を明記すること）を提出した場合は、試験の得点に加算することとする。

レポート提出は任意で、単位取得の要件ではない。

### 参考書

・アーバン・インスティテュート著、下河辺淳監修・東京海上研究所編訳『都市問題の政策科学 - アメリカにおける大都市の安心の条件』東洋経済新報社、1996

...指定教科書ではないので必ずしも購入する必要はないが、講義項目は本書に準拠しているので図書館などで一読されたい。

- ・ Judd, Dennis R. and Todd Swanstrom. 1998. City Politics: Private Power and Public Policy. 2<sup>nd</sup> ed. New York: Longman.
- ・ Harrigan, John J. and Ronald K. Vogel. 2000. Political Change in the Metropolis. 6<sup>th</sup> ed. New York: Longman.

...どちらもアメリカの大学の「都市政治・政策」コースの標準的な教科書で、本講義の内容をカバーしているので、英語でより深く勉強してみたい人にはお勧めする。

- ・ 明石紀雄・川島浩平『現代アメリカ社会を知るための60章』明石書店、1998

...90年代のアメリカ社会のキーワードを網羅している。辞書代わりに便利。

### 講義日程（予定）

4/12 0．授業オリエンテーション & 1．アメリカ都市のプロフィール

4/19 2．農村デモクラシーから都市デモクラシーへ - アメリカ都市の発展

4/26 3．都市における人種問題の諸相

- 5/10 4. 都市における貧困問題 - 構造と解釈 -
- 5/17 5. 所得格差の拡大と福祉改革
- 5/24 6. 教育改革とアメリカ社会 - 公立学校問題を中心に
- 5/31 7. 都市の成長と成長管理 - 西海岸の事例を中心に
- 6/7 8. 居住をめぐる政治過程 - 都市における住宅問題・住宅政策
- 6/14 9. アメリカ都市における公共交通と高速道路政策
- 6/21 10. ドラッグ・ホームレス・HIV 対策
- 6/28 11. 都市犯罪の構造と対策
- 7/5 12. アメリカ都市におけるコミュニティ活動・政治参加
- 9/20 13. アメリカ都市の 21 世紀 - 「アーバン・ルネサンス」は可能か？

4月12日 講義

## 1. アメリカ「都市」のプロフィール

1.1 都市とは何か？ Municipality, City, Local Government

1.2 アメリカ合衆国における「都市問題」の顕在化と変質

1.1

アメリカの「都市 (city)」と日本の「都市」とは、同じ都市といっても多くの点で異なるので注意が必要。

日本の定義 (<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/1995/04-02.htm> 総務省統計局ホームページ参照)

・アメリカ合衆国人口統計局では人口 2500 人以上をURBANと定義

人口75%以上が、「都市」人口

アメリカ総人口の80%が総国土の2%以下の土地に集住している。

・実際の人口分布

アメリカ都市 = 地方政府の法構造

- ・ 連邦 - 州 - 地方の三層制だが、州 - 地方関係は中央集権的
- ・ Local Government は州の被造物(the creature of the state)と呼ばれる。
- ・ ディロン・ルールで州によって、権限を大幅に制約されている。
- ・ Municipality の要件
  - 1 法的権限をもつこと
  - 2 公式の組織であること
  - 3 定期的な選挙される公務員がいること
  - 4 特定の地理的領域があること
  - 5 特定の実施機能、提供サービスを有すること

6 執行する一般的・特殊的権限がある

7 「憲章」Charter と呼ばれる公式の書面化された基本法をもつ場合が多い

#### アメリカ都市の政治制度のパターン

強市長制 弱市長制 市支配人制 市委員会制 タウンミーティング

## アメリカ社会論特殊講義 (4.19)

heuristic approach(問題発見型アプローチ)によるアメリカ都市論を目指す。

### 2. 農村デモクラシーから都市デモクラシーへ - アメリカ都市の発展 -

「小規模ということと多様性ということとは、確かに同義語ではない。都市企業の多様性はあらゆる大きさを含んでいる。しかしながらすぐれた多様性というものは、小さな要素の高度な調和を意味しているのである。都会の中で展開される生き生きした光景は、小さな様々な要素の莫大な量にわたる集合のおかげで生き生きしているのである。」(J. ジェイコブズ著・黒川紀章訳『アメリカ大都市の死と生』鹿島出版会、1977、p.169)

#### 2.1 都市と都市化の「定義」

Wirth, Louis. 1938. "Urbanism as A Way of Life." *American Journal of Sociology*

##### 都市の生態学的定義

都市を産業や近代化の度合いで捉えるのではなく、人口規模の大きさ、人口密度の高さ、社会経済的異質性の高さの3要素から捉え、大都市がいかに社会的に解体されるのか、またコミュニティをどう再生するかを動的に捉えようとした。

##### 都市の発展段階

	成長期 都市化		郊外化		衰退期 逆都市化(ポスト郊外化) 絶対的分散	
	絶対的集中	相対的集中	相対的分散	絶対的分散		相対的分散
中心人口	+	++	+	-	-	- -
郊外人口	-	+	++	+	+	-
都市圏人口全体	+	++	+	+	-	-

(Klassen and Paelinck. 1979. "The Future of Large Towns." *Environment and Planning*.)

農村から都市への集中      大都市圏の形成      郊外への人口分散      スプロール化・中心都市の人口減少      都市圏全体の人口減少      郊外の人口減少・都市圏自体の人口減少 (ポスト郊外化)

#### 2.2 アメリカ都市の発展

##### 1790年のアメリカ

人口1~2.5万    ボストン、チャールストン、ボルティモアの3都市

人口 2.5 万以上 フィラデルフィア、ニューヨーク

農村デモクラシー (agrarian democracy) を夢想したトマス・ジェファソン

アメリカ人がヨーロッパの場合と同様に大都市に集住すれば、ヨーロッパの場合と同様に腐敗する。デモクラシーは、たくましい独立した農民が住む、腐敗していないアメリカの荒野でのみ栄えうると考え、アメリカ・デモクラシーがよってたつ、農村的基礎を破壊するという理由で都市や商業の成長に反対した。 - 人口同質的でコンサンサス指向型の、「小さい政府」による共和制を目指した。

1920 年代の都市化

1930 年までにニューヨークの人口は 7 0 0 万人に達し、1920 年代だけでシカゴは人口の 2 5 % 増加し、350 万人に達した。フィラデルフィア、デトロイト、ロス・アンジェルスなどの大都市も 120 から 150 万に達した。1920 年までにニューヨーク人口の 36% が外国生まれの人々で構成され、ボストン、フィラデルフィア、シカゴ、ピッツバーグ、デトロイト、クリーブランド、ミネアポリス、ミルウォーキー、サンフランシスコ、ロスアンジェルスなどの都市では 2 0 % 移住が外国生まれの人口であった。(この時期の移民は、イタリアなどの南欧、ポーランドなどの東欧からのラテン系、スラブ系、ユダヤ系の、カトリックやユダヤ教徒が多く、WASP からの差別などの問題に直面した)。

1924 年の割当移民法で、その時点での民族構成比に従って、移民を制限(移民受け入れを年間 15 万程度)

またアメリカ南部から北東部、中西部の大都市へ黒人が移住し、またメキシコから南西部の都市への移住が相次ぎ、人種問題が生じたのもこの時期である (KKK の全米レベルでの台頭や、ヒューストン (1917)、フィラデルフィア (1918)、ワシントン DC (1919) での人種暴動などもその現れである)。学校、居住地域などの法的差別から住宅、雇用、投票などの「非公式」差別まで様々な問題が持続することになった。

文化や習慣、社会経済的背景や地位の相違を前提とした大衆都市デモクラシーの模索へ

cf. ポス政治と市政改革

白人 VS マイノリティ、中産階級 VS 下層労働者階級、中心都市 VS 郊外都市といった対立軸が、さまざまな政治経済的文脈で現れることとなった。

1920 ~ 1975 年の都市化

西部の諸都市はアジア系移民、ヒスパニック系移民を受け入れて、人口急増。 表参照

現在の移民パターン 2900 万人のヒスパニック系移民(メキシコ、プエルトリコ、キューバで 5 分の 4)

その他の移民パターン 表参照。

アメリカにおける都市化・郊外化の展開

2 0 世紀のアメリカにおいては、8 割が都市人口に分類されるに至った。

大都市圏の成長 (metropolitan growth) の 3 大要因は、農業生産力の向上、自動車などの交通手段の発達・技術革新、死亡率の低下である。

1840年から1920年にかけてのアメリカ人口の都市化は、ヨーロッパ(特に中欧・南欧)からの移民、西部開拓、そして全国経済の成立によって促進された。

1920年から1975年にかけての、アメリカにおける大都市圏の発展は、人口の西部への移動と郊外の発展をその特徴とする。1950~1960年代にかけては、Dual Migrationと呼ばれる、所得や社会経済的地位の相違に応じた人口移動が見られた。つまり中上流の白人は中心都市を脱出し、農村の黒人、ヒスパニック、アジア系、貧困白人層が中心都市に移住した。

1980年代末から1990年代全般にかけて、都市の脱産業化が進んだ。つまり旧来の鉄鋼や自動車産業を基盤産業とした北東部や中西部の都市では産業構造の転換により失業率が上昇した。また中心都市の再活性化の動きも見られ、都市再開発ブームやジェントリフィケーションなどの現象も見られた。

こうした都市化の政治的含意としては、アメリカでは都市化が特に民間主導で進んだため、人種的・社会経済的住み分け、差別(residential segregation)が進行したこと、大都市、とりわけ中心都市では貧困の再生産により、社会的上昇移動(upward social mobility)のチャンスが極めて限定されたことなどがあげられる。

## アメリカ社会論特殊講義 (4.26)

### 3. 都市における人種問題の諸相 - 黒人問題に対する見方を中心に -

#### 3.1 公民権運動 (Civil Rights Movement) と人種差別解消政策 (desegregation policies) の展開

1870年の憲法修正15条で黒人参政権が認められたり、1909年には全米有色人種地位向上協会 (NAACP) が結成されるなど、19世紀末から20世紀初頭にかけても黒人問題の法的改善に向けての進展があったが、実際には識字テストや投票税による投票参加の事実上の制限や、1896年の連邦最高裁「ブレッシー対ファガソン」判決のように、「分離すれども平等 (Separate, but Equal)」が原則とされ、鉄道などの公共交通や各種公共施設、住宅・教育・雇用などでの人種隔離が継続した。転機となったのは、1954年の「ブラウン対トピーカ教育委員会」判決。人種別学は違憲と判断。1957年にはリトルロックの白人高校への黒人生徒の入学に抵抗したアーカンソー州知事に対して、アイゼンハワー大統領は連邦軍を派遣して認めさせた。

1955年のバスボイコット事件。M・L・キングというすぐれた指導者を得て、白人リベラル層も巻き込んだ公民権運動が盛り上がる。1963年のワシントン大行進。

公民権運動に同情的だったケネディ大統領と彼を引き継いだリンдон・ジョンソン大統領の主導で。

1964年の市民権法の成立。公共的な場所における人種差別の禁止。雇用における人種・宗教・性による差別の禁止。人種共学促進のための措置。被差別者に代わって訴訟を起こす司法省の権限。黒人の投票権の保護 (65年投票権法へ)。

...一連の人種差別撤廃政策は、連邦最高裁など非公選エリート主導の政策過程であった。

市民権法の成立にもかかわらず、1965年のロサンゼルスでのワッツ暴動など黒人暴動がクリーブランド、シカゴ、デトロイトなど全米主要都市で相次いで起こる。(法的平等の実現による期待の高まりと現実の社会経済生活の改善の遅れのギャップの増大が一因)。

#### ゲット - 問題の顕在化

・資料。白人と黒人の人種的住み分けの実態 (「非類似係数 (Index of Dissimilarity)」による変化)。

#### 3.2 現在の黒人問題

・強制バス通学 (bussing) の功罪 - 人種統合教育をめざして通学バスによって、統合学校へ黒人学生あるいは白人学生を通学させる。必ずしも黒人学生の学力向上につながらず、むしろ白人中産階級層の郊外への脱出 (White Flight) を促進した。

・アファーマティブ・アクション (affirmative action 積極的差別是正措置の問題)

ニクソン政権以後、従来、過少代表されてきた少数民族や女性・障害者などに雇用・昇進・



入学などの機会を積極的に与えるよう指導するアファーマティブ・アクション政策が推進された。黒人の社会経済的地位の向上に貢献し、黒人中産階級も幅広く形成されるようになった。しかし具体的な数値目標を設定して少数民族を優遇するため、「逆差別」という批判も根強く起こってきた。

1978年「カリフォルニア大学評議会 対 アラン・バッキ - 」判決

連邦最高裁は黒人を優遇する入学制度について違憲判断

90年代末にはカリフォルニア大学も中国系総長の下で、入学における人種枠の撤廃方針を打ち出した。黒人、白人学生が減少し、アジア系学生が増えるという傾向がみられる(人種間「学力格差」の問題がからむ複雑な問題である)。

- ・ アンダークラス - 黒人中産階級や企業の郊外への脱出と、産業構造の転換による単純労働の喪失によって社会経済的資源を奪われた最貧層が都市中心部(インナーシティ)に取り残され、犯罪・麻薬取引などの温床になっているという議論(William J. Wilson, *The Truly Disadvantaged*, 1987)

AFDC(要扶養児童家族補助金)などのリベラルな福祉政策が貧困母子家庭を生み出したという保守派の議論(Charles Murray, *Losing Ground*, 1984)に対する反論。

・ 若年出産・婚外子・母子家庭の増加・・・「結婚対象有職男性」が問題。また白人 - 黒人間の結婚年齢格差は大学進学率とも相関関係がある。

- ・ SATなどの学力格差論争 「ベル曲線論争」など
- ・ 「ヘイト・クライム」

### 3.3 人種問題とアメリカ社会 - 諸問題はどう関連しているのか？

アメリカの現在の人種問題の複雑さは、貧困問題と人種問題がリンクすることにより、福祉、貧困、犯罪などの問題が黒人問題として捉えられがちなことである。黒人内でも階層分化が進むことにより、アファーマティブ・アクションに批判的な、保守系のアッパーミドルの黒人も増加している。また大学入学制度に見られるように、同じマイノリティ(非白人)の中でも白人よりも高収入・高学力を示すアジア系なども増えており、人種間関係はより複雑化している。もともと個人主義志向が強いアメリカで、黒人問題の解決も含めて、貧困問題や人種問題を政策として取り組むべき社会構造全体の問題として捉えるのか、それとも個人の問題に還元するのかが政策スタンスの大きな分かれ目となっている。公民権運動期と違って、一応の法的平等や黒人中産階級の成長も見られるようになった今日、マイノリティ政策へのコンセンサス形成が困難になってきているといえよう。

## アメリカ社会論特殊講義 (5.10)

### 4. 貧困問題と福祉改革

#### 4.1 「貧困」の定義と実態

**連邦政府による定義** 基本的な食費 × 3 以下の所得 = 貧困ライン (poverty line)

2000 年の場合 単身者 65 歳未満 8959 ドル、65 歳以上 8259 ドル (税込み年収、福祉給付を除く)

18 歳未満の子供二人を抱える夫婦 17,463 ドル

食費が 1/3 と仮定していることや、生活費の地域格差、1955 年の生活費を基数として消費者物価指数の変動を考慮して計算している点などに批判がある。

**貧困の実態** 表参照

1. 当然のことながら失業者の家庭で貧困率が高い。2. シングルマザー家庭での貧困率が他と比べてかなり高い(いわゆる「**貧困の女性化 (feminization of poverty)**」現象) 3. 時系列的に見ると黒人の貧困率の低下が顕著である。4. ヒスパニックと黒人の貧困率はほぼ同率 (25% 前後) で、年によってヒスパニックが上回っている。

#### 4.2 貧困の原因の解釈をめぐる論争

**保守派の解釈** 「小さい政府」を志向。公的扶助は自然法に反する。貧困は基本的に個人の問題である。社会福祉政策は、自由市場に干渉し、公的資金をより有効な活用方法からそらし、職業倫理を低下させ、非道徳的行動を促進し、恒常的な福祉受給者の「アンダークラス」を作り出している

**保守派の政策目標** 非嫡出子・10代妊娠の減少させること、公的扶助依存度を下げること、福祉予算を削減すること、就労意欲促進型のプログラムに切り替えること

**リベラル派の解釈** 貧困は社会が取り組むべき「構造」的な問題である。貧困の原因は、不十分な教育、離婚、職業訓練の欠如、就労機会の不足、様々な社会経済的差別、資本主義経済の景気変動など、個人では統制できない多くの複合的な要因によるものである。

**リベラル派の政策目標** 政府は公的扶助により貧困者を救済するのみならず、適切な職業訓練プログラムの提供や自立を支援するような環境を整えるべきである。

しかし保守、リベラルを問わず、日本や西欧、北欧と比べるとアメリカは個人主義志向が強いこと、自立自助、自己責任を重んじる競争社会であること、経済的自由主義の伝統が強いことなどから基本的には個人の自立・就労にウエイトをおいた低福祉政策志向が強いといえる。

#### 4.3 アメリカにおける社会福祉政策の展開

アメリカにおける社会福祉政策は民主党と共和党の政権交代によってリベラルと保守の間で変動してきた。

1. ルーズベルト大統領による**ニューディール政策** 失業率25%の大恐慌が背景。

**1935年社会保障法** 初めて連邦政府が社会保障制度に本格的に着手した。

**特徴** アメリカ医師会の抵抗で、医療保険が組み込まれていないこと  
失業保険は使用者と州政府のみが負担すること 企業が失業者を出さないようにする制度  
公的扶助は、高齢者、視覚障害者、要扶養児童家族というカテゴリー別扶助で世帯ごとの一般扶助ではないこと  
一般的扶助はカウンティ、シティ、タウンの施策で連邦政府は担当しないこと。

2. 1960年代のリンдон・ジョンソン大統領 **「貧困に対する戦い」**

**1964年経済機会法** 職業部隊などの職業訓練事業、就学前教育、障害児教育などの教育事業、貧困者のためのボランティア訓練、地域活動事業

**1965年社会保障法 - メディケア（高齢者医療保険制度）** - 連邦政府が実施  
**メディケイド（低所得者医療扶助制度）** - 州政府が実施、連邦政府が補助

3. 1980年代のロナルド・レーガン大統領の**新連邦主義**

社会保障の一部民営化や AFDC(要扶養児童家族補助金)、フードスタンプの連邦から州への移管を目指すを実現せず。しかし AFDC の受給資格の厳格化や、連邦主導の福祉政策の流れにストップをかけた。

4. **クリントンの福祉改革**

**背景** AFDC 受給者が89 - 94年の5年間で29%増加、70 - 93年では68%増加。

結婚経験の全くない女性受給者 76 - 92年 4倍に増加 (AFDC 受給者の約50%)

特に10代母親の受給が長期化。

**1996年「個人責任・就労機会調停法」**

**AFDC を廃止し、TANF（貧困家庭一時扶助）に切り替えた。** 上限付のブロックグラントに補助金を受けた成人は2年以内に就労することが義務化。

4.4 **福祉改革への各州のとりくみ**

**児童保護** 3 - 5歳児を対象にした、就学前教育・医療プログラム（『ヘッドスタート』）の普及。1988年家族支援法 一定の養育費を父親から徴収することを州に義務付ける。

踏み倒す父親 (deadbeat dad) の公表や起訴。

**デイケア** コロラド、イリノイ、ロードアイランド、ウィスコンシンなどの各州が子供の託児所施設利用料金の補助金を支給。

## 未婚母親問題

非嫡出子の出産率 1950年代は4%、1995年32%、そのうち80%が貧困ライン以下の家庭。 貧困家庭の人工中絶のための州政府の補助は、政策的に実現が困難。

「ファミリーキャップ制」の導入 福祉受給中の母親が新たに妊娠した場合、受給額の増額をしないこと（ニュージャージー州）。就職面接を受けなかった母親は現金給付やフードスタンプなどの受給資格を失うこと（ミシシッピ州）。10代で福祉給付を受けている母親が学校に通学した場合、補助金やデイケアを与えること（オハイオ州）。高卒資格を得た場合に現金ボーナスを支給すること。性教育プログラムの充実化。法定強姦（statutory rape）禁止法の厳密適用化（ハワイ14歳、カリフォルニア18歳、その他の州は16歳を承諾年齢とする）。

## アメリカ社会論特殊講義 (5.17)

### 5. 社会経済的格差と教育改革

#### 5.1 教育の社会経済的效果 - 教育の多面的性格

政策を、経済成長に直接プラスになる開発政策、中立的な配分政策、経済的にはマイナスだが社会的公正の観点から必要な再分配政策に大別すると (Paul Peterson, *City Limits*, 1981)、教育政策は都市中心部 (central city) では「再分配政策」、郊外では「開発政策」としての意味をもつ。また教育目標も、1. 先端技術や各学術分野で世界をリードできる人材を養成する、2. 平均的アメリカ人の知的水準を向上させ、産業構造の変化、テクノロジーの変化に対応できるようにする、3. 社会経済的に恵まれない人々の生活環境、社会経済的諸条件を改善するために教育を提供する、4. 識字率を向上させる、犯罪率を低下させる、衛生観念を身に付けさせて感染症を防ぐなど最低限の社会秩序を維持するために教育をするなど様々なレベルでも目標が存在している。

#### 5.2 アメリカにおける教育制度 - 地方分権的な構造

### アメリカの州別義務教育年齢 (Ages for Compulsory School Attendance) (2000 年度)

年齢	州名 (カッコ内は同じ義務教育年齢の州の合計)
5 - 16	デラウェア、メリーランド (2)
5 - 17	アーカンソー、サウスカロライナ (2)
5 - 18	ワシントンDC、ニューメキシコ、オクラホマ、ヴァージニア (4)
6 - 16	アリゾナ、フロリダ、アイオワ、ケンタッキー、マサチューセッツ、ミシガン、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨーク、ロードアイランド、サウスダコタ、
6 - 17	ウエストヴァージニア (12)
6 - 18	ミシシッピ、テキサス (2)
7 - 16	カリフォルニア、ハワイ、オハイオ、ユタ、ウィスコンシン (5)
7 - 17	アラバマ、アラスカ、コロラド、コネティカット、ジョージア、アイダホ、イリノイ、
7 - 18	カンザス、ミネソタ、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ノースカロライナ、
8 - 17	ノースダコタ、ヴァーモント、ワイオミング (16)
8 - 18	ルイジアナ、メイン、ネヴァダ、テネシー (4)
	インディアナ、オレゴン (2)
	ペンシルヴェニア (1)
	ワシントン (1)

Source: Digest of Education Statistics 2000

at <http://nces.ed.gov/pubs2001/digest/dt152.html>.

図表参照 連邦政府は基本的に教育政策を統括する権限をもっておらず、教育は州政府の

管轄領域であり、州政府によって創設され、独自の課税権をもつ**学区** (school district) - 全米で 13,726 (1997) 存在、公選の理事会がフルタイムの専門行政官を雇って行政を行わせるシステム - が学区内の公立学校の管理運営に当たる。予算、義務教育年齢、カリキュラム要件、教科書選定、生徒 - 教師比率など重要な問題は州が決定するが、教師の選定・任免や予算の一部や管理全般は地方政府が行う。

**連邦政府の教育の役割は限定されていた**

## 理由

1. 私立学校への公的助成の合憲性の問題（特に政教分離に関して）
2. 人種別学と人種統合教育問題 人種統合を連邦政府が推進するのに対しては「州権」の立場から反対があった一方で、人種別学校への連邦助成には NAACP などが反対した。

しかし 1965 年初等・中等教育法（ESEA） 学校ではなく、生徒に非宗教的な教科書の購入や図書館資料の購入を補助するという形で成立した。1968 年改正で障害児童への援助も開始した。また GI 法(1944)は、州立大学へ復員兵が入学した場合も財政的に援助した。

ESEA 資金自体は、初等・中等教育に対する地方教育関連支出の 7%に過ぎなかったが、1. 地方の教育に連邦が介入するようになったこと、2. 地方の教育者や貧困層が教育向上の手段として積極的に受け入れ政治的に成功したこと、3. 補助金を受け取る州や地方の教育機関は、プログラムが子供に及ぼす影響を評価し、結果を公表しなければならなかったため、子供の学業成果と教育効果についての評価研究が進んだこと、など多大な影響力をもった。

## 5.3 アメリカ教育の直面する問題

### A. 教育の質の不平等

初等・中等教育の財源は約 40%が地方政府の固定資産税に依存 貧困地区では一層、学校教育も貧弱なものにならざるを得ない 中流・富裕層の郊外への脱出により、都市中心部は財政的に困難に（また州の補助金もかつて都市部が裕福だった時代のままのため、農村学区優遇型になっていたために一層状況が悪化）

1990 年代になって、テキサス、ニュージャージー州など各州最高裁が学校区間の生徒一人あたり教育支出の不平等を是正する財政措置を州に取るように命じる判決を出すようになった。（教育支出と教育効果の相関は不透明。また豊かな自治体の教育支出に横並びしようとする州側の多大な財政負担となるなどの問題点もある）

### B. 人種統合教育

1954 年の「ブラウン対トピーカ市教育委員会」判決以来、人種統合教育が大きな課題に

「強制バス通学」などの手段 「白人の逃避（White Flight）」につながり必ずしも効果をあげず。また黒人内部からも「コミュニティ」の崩壊につながった面があると批判。

1990 年の「ミズーリ対ジェンキンス事件」判決 連邦最高裁は、カンザス・シティ市学校区に対して固定資産税率を倍にして、高設備の人種統合校の建設を命じた（住民投票では 6 対 1 の割合で反対） **連邦主義**の原則に反する。

### C. 学力低下問題

SAT など標準テストにおける長期低下傾向

高校のカリキュラムが、コアコースを軽視し、「自己表現」、「スキー」、「愛と結婚」といった学生の興味向けのものや、あるいは「大量虐殺」、「奴隷制の歴史」といったトピック偏重の科目になりすぎてきたことに批判がある一方で、標準テストの文化的バイアスについての批判がマイノリティから出されたりしている。 多文化主義教育の問題と絡み

STANDARD とは何かがますます問題に。1997 年には全国テスト法案挫折（ 宗教右翼の反対とマイノリティの反対）。また 2001 年 2 月にはカリフォルニア大学学長が SATI を入試科目から外すことを表明して波紋を投げかけた。

学力と社会経済的背景 高学歴の家庭に育った子供は高学力高学歴に、低所得家庭に育った子供は低学力にという再生産現象

#### D . 現在のアメリカの学校教育をめぐる様々な論点

- 1 . 学校内における **ドラッグ** の使用
- 2 . 全米レベルでの教職資格認定問題
- 3 . 道徳教育
- 4 . マイノリティ教職者の増員
- 5 . ベイシックス教育の必要性
- 6 . **チャータースクール** カリフォルニアとミネソタが先陣を切って、州教育委員会から許可状をもらって、自由度の高い学校を作って親や生徒の選択肢を増やす
- 7 . **バウチャー制** 州や学校区がバウチャー（学費支払券）を親に給付して、公立、私立を問わず学校を子供や親が選択できるようにする。

## アメリカ社会論特殊講義 (5.24)

### 6. エスニック・マイノリティと教育 - 「アメリカ」をいかに教育するかをめぐって

#### 6.1 6.1 移民と教育

「結局のところ、移民の経済的成功と公的財政への依存度は、彼らの教育水準にかかっている。英語能力もまた彼らの経済的成功と財政負担に影響している。貧弱な英語能力しか持たない個人は、合衆国労働市場の最低水準に留まらざるを得ない傾向を示している一方で、英会話能力は特にヒスパニック系やアジア系の成人移民の所得を顕著に向上させる要因となっている」(U.S. Commission on Immigration Reform, 1997. *Becoming American.*)

1965年の移民法改正以後、ヒスパニック系移民(特にメキシコ系)が急増(カリフォルニア、テキサス、ニューヨーク、フロリダ州などに集中)。

1968年「**二言語教育法**」 - 1970、1974年に改正され、英語にハンディを持つすべての児童に二言語教育を保障することとなった。

しかし

- I ヒスパニック系の高い高校中退率など教育効果への疑問
- II 地方政府への財政負担 カリフォルニアにおける提案 227号(1998)  
ヒスパニック系の反発とともにヒスパニック系の中にも英語教育を望む層もでてきた。

「同化」による社会経済的地位の改善か、文化的アイデンティの保持かが争点に。

#### 6.2 6.2 先住民と教育

先住インディアン教育政策は、

- I 合衆国政府が部族と条約・協定を結んでいた時代(1770~1820) 連邦全寮制学校
- II 1830年の**インディアン移動法**
- III 1870から1930年代の同化政策
- IV 1934年の**インディアン再組織法** 通学制のインディアン・スクール(部族語教育も実施)
- V 1953年のインディアン局の方針転換 公立学校での統合教育の推進
- VI 1950年代後半~60年代 インディアン・コミュニティ・カレッジの叢生
- VII 1978年以後 公立学校に進学するか、インディアンスクールに進学するかは個人または部族の選択に。

1990年までに700人以上のインディアン法律家が誕生し、法廷闘争の戦力に

日常言語として部族を使用するインディアンはほとんどいなくなり、半数以上が都市人口となったインディアンにとって、部族文化・言語と英語文化との葛藤は難しい問題として残っている。(cf. 抽象的な「インディアン文化」と各保留地での「部族語・部族文化」とのギャップ)

#### 6.3 6.3 多文化主義教育とポストエスニック・アメリカ

1960年代のリースマンの「**文化剝奪論**」 主流文化に適応させる補償教育に重点。

しかし70年代以降は、多様性や差異を肯定する多文化主義教育へと移行。

アメリカの**多文化主義教育**は、エスニック集団、文化集団、ジェンダー集団の声、経験、戦いなどを組み込むカリキュラム改革、低所得層の生徒、非白人生徒、女子生徒、障害生徒の学業達成、異なった人種、文化、ジェンダー集団に属する人々の集団間教育の達成を目的とする。



## アフロ・セントリズム

### PC運動

各人種、文化、ジェンダー集団の自己定義を承認するか否かが争点に

## 多文化主義教育批判

Allan Bloom, *The Closing of American Mind*. 1987

アメリカの大学カリキュラムの中心は、アメリカ共和国の実現に最も影響力があった西欧文明・西欧思想中心であるべきだとした。

西欧文明コア科目も時代の産物にすぎない (Lawrence Levine, *The Opening of the American Mind*. 1996)

「平等や正義に関する西欧デモクラシーの理想と、人種、ジェンダー、社会階級による差別の現実は矛盾している。そのギャップを埋めることが多元主義教育の目標」 (James Banks, *An Introduction to Multicultural Education*, 1994)

## ポスト・エスニックアメリカ

多文化主義の場合、ある個人がある「文化」集団に属しているというのが前提。

それに対して、個人は自由意志により、多数の共同体に属することができるし、多層的なアイデンティティをもつことができるという考え方もなりたつ

David Hollinger, *Postethnic America*. 1995

グローバルな相互依存が進む中での、自由意志、開放性、寛容性を強調する立場。

## アメリカ社会論特殊講義 (5.31)

### 7. 都市の成長と成長管理

#### 7.1 アメリカ都市計画の特徴 - スラム・クリアランスから都市再開発へ

<19世紀の都市再開発> - 公衆衛生と劣悪な都市環境の改善がメイン

<ニューディール政策期> - 住宅所有者金融公庫創設、連邦住宅局 (FHA)、全国抵当協会創設。1937年合衆国住宅法制定 スラムクリアランスと公営住宅建設を行なう地方自治体を連邦政府が助成

1949年住宅法 - スラムクリアランス用地を民間に払い下げて、その用地の開発と事業運営を企業に委ねた 連邦政府の財政負担になった反面、“Negro Removal”、“Federal Bulldozer”だと批判された。1954、1959年の住宅法では建替えより修復・保全にシフト。

しかし1960年には1950年に比べて、低質住宅は38%、配管設備をしてない住宅も10%減少 住宅問題の解消に一定の効果。

**フィルタリング理論** 理論的には住宅不足が解消されることになるが、実際は住宅の劣化とスラム化が進行。

#### リンドン・ジョンソン期の改革

- ・1965年経済開発法 - 都市中心部の製造施設に限定的な連邦補助の投資を行なう。
- ・1966年デモンストレーション都市法 **モデル都市事業** (都市中心部を対象地区を設定し、物理的、社会経済的な改善を図る総合計画を実施する) 住宅、社会サービスの改善、経済開発の点では十分な成果を挙げなかったが、マイノリティの住民参加リーダーを生み出すなど人的ネットワークの形成で成果があった。

#### 経済開発としての再開発へ

**都市開発補助金 (UDAG)** 老朽住宅率 一人当たり所得増加額 貧困率 人口増加率 雇用増加率 失業率などの指標で3つ以上の条件をみたす経済衰退都市にHUD (住宅都市開発省) が都市開発資金を民間との共同プロジェクトに低利融資 (成果にはボルティモアのインナーハーバー地区など)

また連邦政府との連動型でない誘導再開発手法としては

1. **インセンティブ・ゾーニング** (開発にあたって容積率の割増を認める代わりに公開広場として提供させるなど公共目的に奉仕させる)、
2. **開発権移転制度 (TDR)** 上空の開発権を隣接に譲渡する制度、
3. ニューヨークのミッドタウンゾーニングのような特別地区を設定する手法、
4. **エンタープライズゾーン** 税の減免や規制緩和、公共サービスの強化で地区内での企業活動の活性化を図る (誘致ではない)。

このように アメリカの都市開発政策は、**福祉や社会的公正を重視する都市再開発と、市場原理に基づく経済成長志向の再開発とが並存・競合**してきた。

#### 7.2 成長管理政策

社会的公正を重視するにしても、経済成長を重視するにしてもいずれにせよ1970年代まで

のアメリカ都市政策は、成長指向型の開発政策であったといえる。

しかし人口増加 = 経済成長 = 都市の発展という図式の崩壊

交通渋滞、大気汚染、オープンスペースの喪失、新たなインフラストラクチャ建設のための税負担増、安価な住宅の不足といった都市成長に伴う諸問題が顕在化。

「**成長管理 (growth management)**」と呼ばれる政策の登場

「成長管理」とは、「新たな居住、商業、産業施設、道路、学校、その他の社会的インフラストラクチャの増加と、既存の施設内における人口と雇用の増加を制限するための明示的な試み」である。

ゾーニング法などによる成長管理自体は新しい発想ではないが、特に成長そのものを規制する政策を採用することは比較的新しい。

成長管理政策が重要なのは、全米人口でいえば30%以下の大都市圏地域だが、それらの中にはカリフォルニア、フロリダ、及び北東部のアメリカで経済的にもっとも活発な地域が含まれているのである。

< **地方政府の管轄区域の問題** >

米国においては、土地利用規制は地方政府の権限なので、住民はその利害に一致した管轄区域を選択する傾向にある。中産・富裕階層の住民は、ゾーニング規制、建築基準、その他の規制を通じて、低所得層が流入できないような高い水準の居住コストを維持する管轄区域を確立しようとする。中心都市と郊外都市、さらには新興郊外都市と古い郊外都市との間の社会経済的ギャップが拡大する。

さらに居住における人種差別が、マイノリティにおける高い貧困人口比率とあいまって、貧困マイノリティ層の貧困地域への集中・孤立化をもたらしている。

< **成長管理政策の目的** > Anthony Downs, *New Visions for Metropolitan America*, 1994 によれば、

- a. 交通渋滞や新たなインフラストラクチャ・コストを低減するため、新規開発の総量を制限すること
- b. 新規開発の速度をゆるめること
- c. 既存の住民に増税するのを避け、新たなインフラ整備のコストを、新規開発側に負担させること
- d. 汚染源を効果的に規制すること
- e. 住宅価格を維持し、増税を避け、既存の住民の社会経済的地位を維持するため、低所得世帯の地域への流入を防ぐこと

< **成長管理政策の問題点** >

- a. 地価・賃貸料・家賃の上昇
- b. 低人口密度での人口拡散 (**スプロール**) 通勤・交通時間の拡大 場合によっては大気汚染に
- c. 同一都市圏内の全ての地方政府が一斉に成長管理政策を採用するのは不可能なので、都市圏全体の成長管理をすることは困難である 成長の拡散現象

< **成長の代替案** >

- a. 平均的な高人口密度成長 効率的な公共交通の利用が可能に

- b. 自動車依存型から公共交通活用型に
- c. 職場の点在型からビジネス拠点集中型に **固定資産税**のシェアなどを考えないと地方政府の反対を招くことになる
- d. 土地利用規制権限の分散の弊害 公選の統一的都市圏政府の樹立あるいは州マンデイトを活用により克服する
- e. トリックルダウン型(中産階級の住宅の老朽化 価格の低下 低所得層の住宅に)の住宅供給パターン(=前述のフィルタリング理論はこの現象を肯定的に評価しているが)を改め、住宅助成金、低価格住宅(アフォーダブル・ハウジング)の建設を行なう。

このように成長管理を主張する、アンソニー＝ダウンズはアメリカのスプロール社会経済的弊害を是正するため、大都市圏レベルの政府の創設と、低密度拡散型ではなく、高密度平均型(言い換えればヨーロッパ都市型)の都市成長のための戦略であると考えている。

#### <アメリカにおける成長管理政策の展開>

1. **成長管理の第1の波** 1972年の北カリフォルニアのペタルーマ市が年間の住宅建設戸数を500戸に制限。人口急増に対応できない自治体が住宅建設戸数を制限するパターン。
2. **成長管理の第2の波** 州政府で成長管理を行なうところが1980年代以降増加。また「第1の波」の時の中小都市と違って、ニューヨーク、ボストン、サンフランシスコ、ロサンジェルスなどの大都市によるオフィス・商業利用のコントロールが増えたこと、アフォーダブルハウジング政策と連動していること、歴史的景観保全・町並み保全などの動きも登場したことなどが挙げられる。

#### <サンフランシスコ市の成長管理政策>

1. 1985年の**ハウジングリンケージ** - 都心部5万平方フィート以上のオフィスの建設,大規模な修繕をする建設業者は1000平方フィート当たり0.386住宅の建設費または1平方フィート当たり6,384ドルの負担金を支払わなければならないと定めた 相対的に少数のデベロッパーが負担を強いられるという批判もある。

#### 2. **容積率の切り下げ(ダウンゾーニング)**

1986年 **住民提案M Proposition M**

1年間で市が開発許可をしようするオフィスの総量を95万平方フィート(8.8HA)に制限。

シアトルでも採用。しかしその他の多くの都市では「開発自体は認めつつ、都市における業務商業機能の立地場所、内容、形態のコントロールが主流」。

#### サンフランシスコ市における成長管理政策の影響

法律事務所や会計事務所、コンサルティング会社などの高付加価値サービスや金融、スモールビジネス中心に

#### 1980年代の成長管理運動の主な成果

- a. 日照確保など開発されるオフィスの質が向上した。
- b. ダラス、ヒューストンのように空き室率が高い(30%)オフィスの乱開発といった事態を避けられた。
- c. 開発拠点を分散化できた。
- d. 1985年の条例でオフィス開発とアフォーダブル・ハウジングを連動させることができた。

#### <フロリダ州の成長管理>

州と都市政府が連携した総合土地利用計画をたてる。

その際の原則は、

- a. **整合性** - 総合計画を構成する各要素間で整合性が保たれていること。
- b. 計画と手段の整合性
- c. 政府間の整合性
- d. **同時性規定** - 開発にともなって発生する道路、交通、水、廃棄物処理などの需要を処理することのできる公共施設の整備を、開発と同時に行うことを要求する

しかしうまくいかないと州が都市政府に無理な計画をおしつけることになりかねない。

この点、ニュージャージー州の場合は、

「**相互承認システム**」があり、州政府が定めた広域計画を前提としてこれに対する整合性を一方的に地方政府に求めるのではなく、両者の計画を互いに比較しながら相互に修正していくという広域性と地方自治のバランスをとるシステムになっている。

## アメリカ社会論特殊講義 (6.7)

### 8. 郊外化とその政治的・社会経済的意味

#### 8.1 郊外の機能的・階級的多様性

郊外は様々に分類される。たとえば機能面からベッドタウン型 (residential or dormitory suburb) やオフィス型 (employing suburb) 両者を兼ね備えた職住接近型郊外などがある。さらに社会経済的には、富裕層が住む排他的な郊外 (exclusive suburb) 同質度が比較的高い、中産階級型郊外、労働者階級型郊外、黒人中心の郊外 (黒人の 27% が郊外に居住、ワシントン DC では 62 万人、アトランタでは 50 万人、ロサンゼルスでは 40 万人の黒人が郊外に居住) 高齢者中心の郊外 (リタイアメント・コミュニティ) などがある。

#### 8.2 郊外開発の問題点

第 2 次大戦後のアメリカの都市形成は日本やヨーロッパのような戦災市街地から復興ではなく、世界最大の経済国として好況と経済成長を背景としたものだった。

1955 年 **インターステート・ハイウェイ法** 長距離移動が容易に

1960 年代前半には 自動車保有世帯が 80% に モータリゼーションを背景に、都会の喧騒を恐れ、緑豊かでプライバシーを重視した郊外住宅の形成へ (戦前の富裕層向けの郊外とは違った中産階級向けの画一的な郊外住宅)

ブロックごとに住宅を形成し、「**行き止まり (cul de sac)**」を多用して、隣接間隔を広く取って配置 プライバシー重視の低密度開発は、各住宅が孤立し、外部からの犯罪に無防備 70 年代後半から守衛所を設けて、外壁で囲まれた **ゲート・コミュニティ (gated community)** が増加

またスプロール型開発は、大気汚染などの環境保全の観点や高速道路の維持費、交通渋滞などで不経済である。「**伝統的近隣住区開発 (Traditional Neighborhood Development)**」が見直される。

例 ワシントン DC 郊外の **セントランド - ホームオーナーズ・アソシエーション** が管理「準政府化」

セントランドの特徴 ワシントン DC の北西 30 キロ、メリーランド州ゲーザーズバーグ市内にある。

- i. 歩行者優先 自家用車は自動車専用のレーンをとる (バックレーン), ii. 公共施設が集中, iii. 傾斜にたった住宅 (平坦にしない、エコロジカル), iv. マーケットスクエアに高齢者が居住, v. 不動産の評価額に応じて、管理費を協会に納める。全員参加の自治。道路、湖沼、コミュニティセンター、公園広場など市に管理移管できるものはする。

住宅地の需要を高め、資産価値をあげる。NEIGHBORHOOD WATCH によって安全性を高める。老人や子供でも安心して暮らせる。

ヨーロッパや (場合によっては) 日本の都市がモデル。

また人々が郊外からさらに準郊外 (exurb) へと移住するにつれて、郊外もオフィスとショッピングセンターを備えたダウンタウン的機能を備えるようになったが、比較的短期間で作られた住宅建築がいっせいに老朽化する郊外住区においては、家主がいっせいに改築・新築を行わない限り、住区自体の老朽化 **フィルタリング** による住民層の入れ替わりを免

れない データ参照

シティホール、美術館、大学、公共交通などのリソースをもつ中心都市の方が

再活性化の可能性がある。同時に**ダウントウンの再活性化**も大きな課題に。

**<アメリカ社会におけるダウントウンの役割>** a. 地域社会のリーダーや政府関係者が日常的に交流する場、b. 商工業、文化、医療、政治などの専門的、先端的施設が集中し、効率的に機能する場、c. 鉄道や道路などを通じて、周辺郊外部も含めたネットワークの連結点となること、d. 低賃金労働者に住居や公共サービスを提供すること、e. 移民が社会経済的に上昇する場を提供

**<ダウントウンの衰退要因>**

a. 公衆衛生、治安、公害など生活環境の悪化、交通渋滞・駐車場の不足なども消費活動のマイナスに（ 郊外型アウトレットモールや大型店が消費の中心に）  
b. モータリゼーションによる生活、教育、労働拠点の郊外化、c. 都市中心部の消費購買力の低下

**<ダウントウン再活性化への取り組み>**

オハイオ州シンシナティ市の取り組み

A. 市の経済開発局による支援プログラム

例 Tax Increment Financing 新規の開発や投資によってもたらされる市の税収の増収分で公債を発行して資金を調達し、駐車場や街路景観の改善を行ったり、民間の建設を支援する。

B. BID (Business Improvement District) - 一定地域の不動産所有者が協力して結成し、特別税を負担して、ダウントウンのマネジメントにあたる非営利組織 - シンシナティの場合は、ダウントウン・シンシナティ INC がマーケティングやオフィス、小売、住宅開発を行う

C. 商工会議所（シンシナティでは Greater Cincinnati Chamber of Commerce）は行政へのロビイングとダウントウン事業者への情報提供を行う 公共部門と民間部門のパートナーシップにより成果をあげる。

### 8.3 郊外と政治

郊外都市は、市支配人制で非党派選挙という市政改革で導入された政治制度を採用している場合が多く、住民も社会経済的同質度が高く、中高所得層が多く、市民活動や政治参加率は高く、政治的には保守的（共和党支持）傾向が強いというのが一般的な仮定である。 大統領選挙データ

しかし実際には政治行動の差は顕著ではないが、1. 排他的ゾーニングや建築規制による低所得層の締め出し、2. デイケアセンターや歩行可能な距離にあるショッピング施設の欠如は、シングルマザーや自動車を一台しかもたない世帯の女性には不利であるといった、郊外の社会経済的な排他性はしばしば指摘されている。

**<郊外と排除>**

1. 最低敷地面積、最小床面積、2 ベッドルーム以上のアパートの制限 - マルチファミリーユニットの増加
2. 公共住宅 (subsidized housing) の建設制限

### **均衡のとれた発展へのシナリオ**

- 1．住宅の（一斉）改築の促進
- 2．すべての年齢・所得層がアクセス可能な公共交通の整備
- 3．歴史的景観保存や歩行可能な伝統的近隣住区の整備による人々の交流の場の提供
- 4．リージョナル・ガバメントの創設
- 5．低所得住区や高齢化住区での学校教育の質の維持
- 6．複数地方政府間での歳入分与システムの構築



## アメリカ社会論特殊講義 (6.14)

### 9. ドラッグとアメリカ社会 - カウンター・カルチュアからドラッグ・コントロールまで

「社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則をもうけ、それを特定の人々に適用し、彼らにアウトサイダーのレッテルを貼ることによって、逸脱を生み出すのである。この観点からすれば、逸脱とは人間の行為の性質ではなくして、むしろ他者によってこの規則と制裁とが『違反者』に適用された結果なのである。逸脱者とは首尾よくこのレッテルを貼られた人間のことであり、また逸脱行動とは人々によってこのレッテルを貼られた行動のことである。」(H・S・ベッカー『アウトサイダーズ』1963)

「サイケデリック思想は主義として社会の強制システムを拒絶した。そのため真の独創性と奇抜さ・狂気とに、あるいは通常要請される社会的適応力を超える能力があることとその要請にこたえる力がないことに体系的で明確な区別をつけられなかった...ヒッピーは人の心をひきつけ散発的な独創性を発揮したが、しばしば甘やかされた子供のように振舞った...集団でLSDでトリップするような心理的共同体は、日常生活に役立つ取り決めを何一つしなかったため、本物の共同体のモデルにはなり得なかった」(L・グリーンズプーン=J・B・パカラー『サイケデリック・ドラッグ再考』1979)

#### 9.1 アメリカ社会とドラッグ

**逃避的行動** ロバート・マートンによれば、「ある社会における支配的な文化的目標とその目標を達成するための制度化された手段の両方をともに放棄すること」(『社会理論と社会構造』) e.g. 自殺、家出・蒸発、アルコール中毒、薬物乱用

←目的志向性が強く、物質的成功や競争原理を重んじるアメリカ社会では同時にドロップアウトを生み出しやすい(また自覚しやすい)社会でもある

社会的なストレスを「発散」させる嗜好物のうちで、合法的なアルコール、タバコと、ドラッグ類の線引きをどこですのか？(反復性、依存性、犯罪などの逸脱行動の誘発性、組織犯罪との関係 etc)

<薬物乱用の要因(麻薬・覚せい剤乱用防止センターによる)>

1. 生活水準の向上に伴い、価値観が多様化し、社会的規範の低下やサブカルチャーを容認する傾向が助長されていること。
2. 都市化現象に伴う自然環境からの隔離、社会的連帯感の希薄化、疎外感の助長、都市のもつ匿名性、享乐的風潮などが助長されていること。
3. 進学率の著しい上昇、高学歴化の進行、受験準備の大衆化にともなって、落ちこぼれる児童・生徒が続出していること。また、教師と生徒との人格的触れ合いが不足する傾向にあること。
4. 核家族、少子家族が一般的となり、大家族がもっていた家族の教育・養育機能が低下する傾向にあること。
5. 情報化の進展の中で、的確な判断や情報の選別力に青少年が情報の洪水(例えばアルコール飲料のコマーシャル)に押し流され、主体性を失うおそれが強くなるとともに、青少年の考え方や行動が感覚的になってしまう傾向にあること。
6. 国際化の進展の中で、海外渡航した青少年が大麻などの薬物乱用に汚染されて、その流行を持ち帰る危険性が増大していること。

1960年代初期までは、マリファナ、ヘロインすべてに対してアメリカ国民は不寛容であった。1960年代半ばにハーバード大学ティモシー・リアリー博士の行ったLSDの実験や前衛芸術家やアーティストによるサイケデリック・ドラッグの使用や、公民権運動やベトナム反戦運動でのマリファナ使用などが、ドラッグ＝サブカルチャー、カウンターカルチャーとして容認されるムードが出てきた。

## 9.2 薬物政策の展開

1970年 包括的薬物乱用防止・管理法 薬物をスケジュール（一覧表）で分類

マリファナ、ヘロイン、LSDはすべてスケジュール1（中毒性が高く医学的価値が低い）、コカインは2（医薬的価値もあり）、3、4、5は乱用の危険が低いもの。

### ニクソン政権の対麻薬政策

1. 国際的な麻薬ルートを断つことで薬物を入手困難にする（トルコ、メキシコ、フランスなどのヘロイン・ルートの摘発）
2. 国立薬害研究所を設置して、中毒者の治療・教育を行なう。国内の下層階級の薬物中毒者には犯罪防止・医療管理を行ない、中産階級のマリファナ使用には教育や予防措置をとった。

しかしその後のフォード、カーター政権はマリファナ容認の方向

1976年 18から25歳の若者の25%、12-17歳の少年の12%が過去一ヶ月にマリファナを使用 1979年にはそれぞれ35%、17%へ急増。

議員たちも子弟のマリファナ使用により、厳罰主義に二の足を踏んだ。

1979～85年にはマリファナ吸引率はそれぞれ21.8%、12%へと低下

### レーガン政権の対麻薬政策

1984年犯罪管理法 麻薬の売人のみならず薬物所持違反者も後半まで拘留できるようにし、また罰金も増額した。

### 「ゼロ・トレランス」政策

80年代後半からクラックが流行

麻薬使用が中産階級から下層階級に拡大

クラックを扱うギャング間の抗争の激化、クラックを買うための売春の増加、中毒母親による子供の遺棄、クラッカーズ・ベイビーの誕生などの社会問題が生ずる。さらに薬物を静脈注射する男女にHIV感染が広がった。

### 1986年薬物乱用防止法

1.マリファナ販売を懲役刑に、2.いわゆる「デザイナーズ・ドラッグ」をスケジュール1に指定して規制、3.マナーロングリングの規制

1988年の薬物乱用防止法に基づいて、大統領府に**国家薬物管理政策局**（Office of National Drug Control Policy）設置

強硬な薬物取締り策 刑務所が受刑者で飽和状態に。州財政の負担に。

またマイノリティ貧困層をターゲットにした摘発も社会的公正の観点から問題に

### 1990 年犯罪管理法

麻薬取締りを強化する州や都市に連邦補助金を増額

文教地区や田園地区での薬物取り締まりの強化

## 9.2 十代のドラッグ使用の実態

資料参照

クラブ・ドラッグ「エクスタシー」やGHB、ハルシオンなどの悪用 教育現場でも「ゼロ・トレランス・ポリシー」が重要に

## 9.3 今後の展望

ドラッグの普及とドラッグの「回し打ち」によるHIV感染率の上昇→公衆衛生の点から「注射器交換 (needle exchange)」制の導入が検討され始めた(コネティカット州ニューヘブロン、ワシントン州タコマなどで実施され、一定の効果を上げる)→しかしドラッグ容認という社会的メッセージを公共機関が発しているにとられかねないので多くの自治体ではまだこの制度は採用されにくい状況にある。

## アメリカ社会論特殊講義 (6.21)

### 10. アメリカにおける犯罪対策と州・地方政府

#### 10.1 犯罪の実態

過去 30 年間で比べると 1990 年代に入り、凶悪犯罪発生率は低下傾向にあるが、1999 - 2000 年のデータで見ると犯罪率は一定している（むしろ郊外や西部、中小都市では微増傾向にある）。

#### 犯罪に対する二つの見方

1. 楽観論 警察行政の改善、好況、警察人員の増員、ベビーブーマーの高齢化、刑務所収容人数の増加 犯罪率の低下へ
2. 慎重論 ドラッグやヘイトクライムの増加、若年犯罪の増加、ホワイトカラー犯罪の増加 かならずしも犯罪の減少とはいえない。

#### <犯罪解決率の問題点>

窃盗・盗難事件では 20% 以下、殺人事件で 75%、暴行事件で 60%、強姦事件は 50%、強盗は 25% の解決率。逮捕の約 3 分の 2 は起訴に至らない。

#### コミュニティ警察 (Community Policing) の見直し

「建物の窓が壊れているのを放置すれば他の窓もまもなく全て壊れるだろう」(J. Q. Wilson)

ネイバーフッドの物理的崩壊を放置すれば社会的崩壊につながる。 ニューヨーク、ボストンなどの大都市での凶悪犯罪の低下はこうしたコミュニティ警察による改善策が功を奏した。

#### 10.2 警察行政における政府間関係

アメリカで警察行政の中心はムニシパリティ (60%) 。

カウンティが 30%、州は 10% 程度。国家反逆罪、貨幣偽造、誘拐などは連邦犯罪で、FBI が担当

連邦政府の州・地方政府に対する援助 - 1968 年の**法執行援助援助局 (Law Enforcement Assistance Administration)** - 1970 年代には多額の資金を州・地方警察に援助

しかし 80 年代のレーガン・ブッシュ政権期には援助を大幅カット。

クリントンの「**犯罪法**」 88 億ドルを警察官新規採用資金として、79 億ドルを刑務所建設費として援助。

**サイバー犯罪**の増加により連邦政府の役割はますます高まっている。

#### 10.3 連邦最高裁と刑事政策

##### ウォーレン・コートの一連の判決

Mapp v. Ohio, 367 U.S. 643 (1961) 「マップ対オハイオ事件」(1961)

正当でない捜査手続きで得られた事実や証拠物件は裁判で採用されないとした判決。

Gideon v. Wainwright, 372 U.S. 335(1963) 「ギデオン対ウェインライト事件」(1963)

死刑に相当する以外の重罪で起訴された者にも経済的に余裕がない場合は、州は公費による弁護人依頼権を付与しなければならないとした判決。

Miranda v. Arizona, 384 U.S. 436(1966) 「ミランダ対アリゾナ事件」(1966)

連邦最高裁は、警察は被疑者に対して彼らの有する権利 - 黙秘権、発言が法廷で不利な証拠として用いられうること、弁護人選任権 - を告知する義務があると判示し、犯罪の合理的容疑がない限り、人を停止させ、所持品検査をしてはならないとした判決。犯罪捜査の「ミランダ・ルール」として確立することになった画期的判決。

こうした一連のリベラルな判決が犯罪者の権利を過度に擁護し、起訴を難しくしたという批判もある。

「1960年代から70年代にかけて最高裁の諸判決により、連邦、州および地方自治体が、嫌がる個人に対して多数派の道徳基準を強制することは一層困難になったのである」(M・Lベネディクト、『アメリカ憲法史』) 近年の最高裁判例では疑わしいものに対する所持品検査や令状なしでの車のトランク検査を合法とするものも出てきている。

#### 10.4 犯罪政策における州のスタンスの相違

##### A. 「被害者なき犯罪 (victimless crime)」の場合

ドラッグ、ポルノグラフィの製造・販売・消費、売買春など

合法化による管理 ドラッグの合法化によって組織犯罪の利潤を減らす。医療的管理をする。売春の合法化により定期検診などを義務付ける(例 ネヴァダ州)。 検察官がより凶悪な犯罪の起訴にエネルギーを回すことができるという擁護論もある。

**強力な反対論** 「被害者なし」といっても、組織犯罪の横行や性感染症の蔓延など公共利益に反する場合もある。またドラッグ関連の犯罪(交通事故や暴行、抗争事件)なども増加している。またドラッグの一部の合法化も結局は、より強く「違法な」ドラッグへの誘因となる。

##### B. 死刑政策

1935年だけで諸州は199人の死刑を執行

1972年の「ファーマン対ジョージア事件判決」- 州による死刑執行は恣意的、人種差別的、残酷で違憲だとした。

しかし保守化したとされるレーンキスト・コート(1986~、レーガンが任命)では、死刑を定めたジョージア州法を合憲とする判決や、知的障害者や未成年者に対する死刑の適応も合憲とする判断を示している。

現在は38州で死刑が執行されている(32州が薬物注射、11州が電気椅子、7州がガス室、4州が絞首刑、アイダホ、オクラホマ、ユタ州では銃殺隊による銃殺など複数の方法が取られている。

### < 死刑の問題点 >

しかし倫理的見地に加えて、経済コストの観点からも死刑は問題視されている。

例 フロリダ州では死刑執行一人当たり320万ドルかかる（訴訟費用なども含めて）。

人種問題 - 黒人は総人口の12%だが、死刑囚の42%を占めている。白人を殺害した黒人は死刑判決の出る可能性が高い。死刑判決が下される女性は2%以下で、執行率はさらに低い。

犯罪抑止効果の高い刑は「すばやく、確実に執行されること」が要件 死刑は必ずしもその要件を満たさないという批判がある。「報復（retribution）」の側面も強い（eg 最近のティモシー・マックベイの死刑執行のテレビ中継など）

### C . 矯正政策

刑務所の収容能力を超える受刑囚にどのように対応するのか？

1 . 仮釈放や保護観察処分を増やす (electronic house detention, 職業訓練プログラムへの参加による懲役期間の短縮)

2 . 刑務所の収容状況に合わせて判決を下す。

3 . 一定の公的奉仕活動に従事させる。

4 . 被害者への補償をする**労働矯正施設** (restitution center) に入れる (フロリダ、アリゾナ、ジョージアなど)。

5 . **集中保護観察** (Intensive Probation Supervision) ジョージア州が先駆。

## アメリカ社会論特殊講義 (6.28)

### 11. ジェンダー的視点からみたアメリカ都市問題

#### 11.1 アメリカ政治における女性の参加

##### 1920年 合衆国憲法修正第19条成立 女性参政権の確立

第1次世界大戦、第2次世界大戦期には女性の社会進出が活発化

1960年 労働力人口の30%、大学生の40%が女性に

1964年 **公民権法 第7条項** - 「人種、肌の色、宗教、出身国」に加えて、性別による差別の禁止 女性の雇用・昇進差別の撤廃に大いに貢献

1966年 **全米女性機構(NOW)**の結成(ベティ・フリーダン会長) **フェミニズム運動**(当時の言葉では「**ウィメンズ・リブ**」運動)の旗手となる。

「法のもとにおける平等の権利は、合衆国も州も、これを性によって否定したり制限したりしてはならない」という**男女平等憲法修正条項**(Equal Rights Amendment, **ERA**)の実現を主要な政策目標とした(ちなみに日本国憲法、1946では第14条が「すべての国民は法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定している)。1971年に下院を、1972年に上院を圧倒的多数の賛成で通解した。しかし7年以内に4分の3の38州の承認が必要だったが、1982年に3州の承認が足りずに不成立

#### ERAの敗因

1. フィリス・シュラフリらの「反ERA運動」の成功 平等条項は、トイレや刑務所の男女の区別の撤廃や女性の徴兵制や家族の崩壊につながると社会不安を煽った。2. 1973年の「**ロー対ウエイド**」判決の反動 人工妊娠中絶を認めた連邦最高裁判決がかえって「女性の選択優先派(Pro Choice)」対「胎児の権利を主張する派(Pro Life)」という対立を激化させたこと 保守派の勢いがかえって強力になった。

→女性運動もERAの挫折後は、ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントなどの社会的争点の解決に力点を転換するようになった。

<女性の政治参加の現状>

資料参照 アメリカでの女性の公職参加は日本を除くと先進国では最低レベルである。

**過少代表の原因** ア.現職優位の選挙(再選率が9割) イ.伝統的性別役割観の影響、ウ.小選挙区制選挙、エ.家事や子育てなどとの両立の困難さ フランスのような「候補者男女同数化」の法案化などの試みが必要ともいえる

地方政治のほうが国政よりも女性にとって進出しやすい点は日本と共通しているが、比例代表をとっている日本は参議院では県議会議員よりも女性比率が高くなっている点がアメリカと異なっている。

#### 11.2 都市環境とジェンダー

他の全ての政治的・政策的分野の場合と同様に都市計画の分野でも計画者は男性中心であった ジェンダー的視点が不在の都市計画

### 男性中心の都市づくりの問題点

1. 公共交通が「ピーク時間」中心の編成 「オフ・ピーク時」にも活動する女性のニーズに合っていない。
2. 公共交通が安全性の点で十分に配慮されていない（地下鉄の照明、駅員の配置など）。
3. AFD Cやフードスタンプなどの福祉政策も依然として、「一戸建てあるいは単一世帯アパートメントで専業主婦が長時間、家事や子育てをすることを前提にしていること」（Hayden, Dolores. 1981. “What Would a Non-Sexist City Be Like?: Speculations on Housing, Urban Design and Human Work” In *Women and the American City*, ed. Catharine R. Stimpson）
4. 公共サービスが平日の勤務時間にしか得られないこと
5. 託児所や介護施設の数や営業時間が限られていること
6. ショッピング施設と職場、居住地域がすべて離れて存在していること。  
仕事を持つ女性たちが仕事と家庭を両立するのに役立つ体制が整っていない。

また夫婦で住居選択をする場合、夫の方は、ベットタウンとしての郊外を選択したがる傾向にあるが、そうした郊外都市にすむ場合、女性が仕事と家庭を両立するインフラが整っておらず、また社会的にも孤立しやすい傾向にある（ベティ・フリーダンの『女らしさの神話』*The Feminine Mystique*もこうした郊外の孤立した主婦の苦境が背景にあった）。

**シングルマザーの増加**（第4回参照） 結婚可能有職男性の増加を対策として打ち出したWilliam J. Wilsonの議論（*The Truly Disadvantaged*における）も、フェミニスト的観点に立てば、男性中心的という批判を免れない。雇用と医療・公的サービス+デイケアサービスと居住の3者を共存させたコミュニティ作りが不可欠（第7、8回の成長管理や郊外化の講義参照）

ドロレス・ハイデンの提言（図参照）

またゾーニング規制を緩和し、小規模住宅建設を増やし、賃貸住宅も増やすことが女性が一人でも生きられる環境を整備する上で重要。



## アメリカ社会論特殊講義 (7.5)

### 12. コミュニティにおける政治・市民参加

#### 12.1 なぜ参加するのか・しないのか？

A・トクヴィルの指摘以来(『アメリカにおけるデモクラシー』)、個人主義とコミュニティの両立はアメリカ社会にとって大きな課題で在りつづけてきたが、個人の価値を最大限尊重し、政府の介入を最小限に押さえようとする場合、市民と国家の中間団体として様々な結社、集団、グループが発達してきたのがアメリカ社会の一つの特徴である。

#### ・コミュニティにおける市民参加のパターン

< 積極的 >	< 破壊的 >
<b>発言 (VOICE)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治家に接触する</li> <li>・ 政治問題を議論する</li> <li>・ 政治活動する</li> <li>・ 政治献金する</li> <li>・ ネイバーフッドグループに参加する</li> <li>・ 抗議運動を行なう</li> </ul>	<b>退出 (EXIT)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その自治体から引越す</li> <li>・ 行政サービスに代わる民間サービスを活用する</li> </ul>
< 建設的 >	< 破壊的 >
<b>忠誠 (LOYALTY)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投票する</li> <li>・ コミュニティを積極的に評価する</li> <li>・ 行政活動に参加することを通じてコミュニティを支持する。</li> </ul>	<b>無視 (NEGLECT)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 棄権する</li> <li>・ 自治体と争うことは無意味だと考える。</li> <li>・ 自治体職員を信用・期待しない。</li> </ul>
< 消極的 >	

Source Lyons, William E. and David Lowery. 1986. "The Organization of Political Space and Citizen Responses in Urban Communities: An Integrated Model." *Journal of Politics* 48(2), p.331. (ちなみに Voice, Exit, Loyalty のモデルは、A・O・ハーシュマン『組織社会の論理構造』ミネルバ書房、1975 参照)

#### 12.2 市民参加・政治参加は衰退しているのか？

アメリカ人は、国際的に比較した場合、市民が政治に高い関心をもち、積極的にコミュニティ活動やボランティア活動に参加する、「**参加型市民文化 participant civic culture**」を持つ国民であると自認してきた(またそれは Gabriel A. Almond & Sidney Verba. *The Civic Culture*. 1963 以来、様々な実証研究で確認されてきた)。←1990 年代に入って、こうした前提に疑問が投げかけられるようになってきた。

**ロバート・パットナムの指摘** (Putnam, Robert. 1995. "Turning In, Turning Out: The Strange Disappearance of Social Capital in America." *PS: Political Science & Politics*, 28(4), 664-683. 後に).

1. PTA, 女性有権者同盟、赤十字などの団体や任意団体への参加が過去 20 ~ 30 年間に 25 ~ 30% 減少した。
2. 余暇を社交やコミュニティ活動に割り当てる人が著しく減少した。
3. 政治的請願や寄付は減少してないが、政治集会への参加や政党のための活動は 36 ~ 50% 程度過去 20 年間の間に減少した。

## パットナムによる「市民参加の衰退原因」の説明

仕事の多忙化、経済不況、郊外化、女性の社会進出、家族生活の崩壊、60年代のカウンターカルチャー、福祉国家の台頭、市民権革命、テレビジョンなどのテクノロジーの変化などの諸要因の中で、特に「市民世代(1910~40年生まれ)」の高齢化とテレビ視聴時間の長時間化による余暇の「私化(privatization)」が市民参加減少の最大の要因であると指摘した。90年代後半からアメリカにおいて、Civic Engagement 論争がさかんになった。

**パットナムへの反論** (Schudson, Michael. 1995. "What If Civic Life Didn't Die?" *The American Prospect* 25.)

- a. 教会は独身者クラブや就学前教育など活動領域を広げて、参加者を拡大してきた。
- b. YMCAのジムを利用していた人が、地元のフィットネスクラブを利用するようになったりと、もともと実利的な目的で非営利組織を利用していた人が減少したと見ることもできる。
- c. ツーリングの趣味サークルが、ヘルメット着用義務法制定の動きに反対運動を起こしたりするといった具合に、**趣味団体が急速、政治化することもありうる。**
- d. パットナムはメーリングリスト組織をカウントしていないが、「**対面型の市民参加**」の**みを市民参加だとする考え方は狭すぎる。**
- e. パットナムの言う「長い市民世代」は、フランクリン・ルーズベルトのような国民の尊敬を集める大統領と大義名分があった第二次大戦を経験した、むしろ例外的な世代、その後は、正当性の疑わしい戦争(ヴェトナム戦争、湾岸戦争、ユーゴ空爆)とモラルの低い大統領(ニクソン、クリントン)の時代。
- f. テレビ番組の内容に着目すると、むしろ政治化したコメディ、トークショー、テレビマガジンなどが増加している。一概にテレビ 政治的・市民的無関心とは言えない
- g. 政府や政治に対する不信感が増大した1965年から95年は女性、黒人、同性愛者、高齢者などの権利が著しく増大した時代であり、1930年代以来初めての消費者運動もおこり、また禁煙運動も大規模に繰り広げられたが、こうした動きは全て草の根の運動でもあった。

概括すれば、パットナムが火をつけた、「市民参加論争」は、**集会などに直接参加・対話する昔ながらの草の根デモクラシーを重視する派と、社会や時代やテクノロジーの変化を前提として、寄付金やメールによる支持だけでも一種の政治参加として肯定する派との議論だ**と言える。政治的な関心自体はアメリカ人の間で決して低下しているとは言えず、むしろ多くの社会的争点が政治化される傾向にあるといえるだろう。

### 12.3 アメリカにおける直接参加の制度と特徴

1890~1920代にかけてのいわゆる「革新主義運動」の時代に、政党など職業的政治家の影響力を排し、住民の直接的な政治的発言力を高める政治制度が各州、各都市で導入された。

**Popular referendum (住民レファレンダム)** 議会が制定した法律の施行を遅らせたり、阻止するための住民投票。5 - 10%の有権者が請願に署名すれば、法案は住民投票にかけられることになる。現在、25州で採用。

**Referendum レファレンダム** 有権者が州憲法、州憲法修正案、州議会制定法について賛否を問われる、いわば義務的な住民投票。

**Initiative イニシアティブ(住民発案)** 有権者の請願により法案が投票にふされ、それが採択されるとそのまま州法となる制度。州議会はイニシアティブにより提案され、有権者によって承認された法案を修正・廃止することはできない。現在、24州で採用。

1950~60年代にはあまりイニシアティブは行なわれなかった。

1970年代に入って、原発建設や環境運動が活発化するにつれてイニシアティブは多用されるようになった。特にさかんなのがカリフォルニア州

<カリフォルニアにおける著名なイニシアティブの例>

1978 **提案13号** (Proposition 13) 固定資産税を増税する場合は有権者の3分の2の賛成を必要とするとした。いわゆる Tax Revolt(納税者の反乱)の先駆け

1994 **提案187号** 不法移民と子弟に対する公教育・緊急医療・社会福祉サービスの停止

1996 **提案209号** 州政府、地方政府、州立大学などにおけるアフターティプ・アクションの廃止

1997 **提案227号** 30年来の公立学校における二言語教育を廃止、代わりに一年間の英語集中教育を提供する。

<イニシアティブ政治の問題点>

1. 企業や労働組合などの組織力をほこるグループや、選挙運動を専門とするPR会社、署名集めを専門に行なう利益団体など一部の限られた団体の声を過大に代表することになる  
“Populist Paradox”といえる現象が生ずる。

2. 反対に1972年に環境保護を目標にした提案9号(鉛入りガソリンの販売禁止や海洋油田の採掘中止、原子力発電の建設見合わせ)が未成立に終わったように、企業の利益に反する場合、企業が大量の資金をつぎ込んで、住民団体の提案を阻止する場合もある。

**政党や、代議制を迂回した「民主的」制度がかえって、「非民主的」な政策につながりかねない場合もある。**

<市民参加、市民文化と公共政策>

ライスとサンバーグは、アメリカ各州の市民文化の成熟度と各州政府の行政パフォーマンスの関係を実証研究した(図参照 Rice, Tom W. and Alexander F. Sunberg. 1997. "Civic Culture and Government Performance in the American States." *Publius: The Journal of Federalism* 27(1):99-114.)。彼らの研究では、政府のパフォーマンスを、政策リベラリズム、改革的立法の成立度、行政効率などの指標で測り、市民文化の度合いを、一人当たりコミュニティ開発・慈善団体数、女性の社会進出度、新聞購読率、一人当たり図書館蔵書数、低犯罪率などの諸指標で測り、クロスさせた結果、市民文化の成熟度が高い州ほど、行政パフォーマンスの指標も高い数字を示すことが確認された。

**市民参加・市民文化の成熟度が政府を応答的にし、政治を活性化させる。同時に直接的な政治の危険性も認識し、代議制や政党の役割を再認識することも重要。**

## アメリカ社会論特殊講義 (9.13)

### 13. アメリカ社会と日本社会 - 類似と相違

「アメリカと日本は、議論の余地はあるが、世界の主要な社会のうちで最も近代的である。アメリカはまた日本にとって最良の友であり、唯一の同盟国である。しかしこの二国の文化はどちらも近代的とはいえ、まったく異なっている。二国の相違点は、個人主義と集団主義、平等主義と階級制、自由と権威、契約と血族関係、罪と恥、権利と義務、普遍主義と排他主義、競争と協調、異質性と同質性といったものの間の差異として数え上げられてきた。こうした相違点は、いまは小さくなりつつあるかもしれないし、文化的な収斂のようなものが起こっているかもしれない。しかし結果として、私の思うに、アメリカ人は、日本人の考え方と行動を理解するのにまだ困難を感じ、他のどの国の国民よりも日本人とコミュニケーションをとるのが難しいと思っている」(サミュエル・ハンチントン著・鈴木主税訳『文明の衝突と21世紀の日本』集英社新書、2000)

#### 13.1 自国に帰属意識の強い日米国民 (23 カ国世論調査より)

国際比較調査では日米ともに9割近くの国民が「他のどんな国よりも自国民でいたいと思う」と回答し、自国への強い帰属意識を示している(資料参照) どちらの社会も自己の社会の評価軸で他国の社会や文化を理解しがちな国民であるとも言える(その一方で、「**アメリカ例外主義 American Exceptionalism**」論や「**日本異質論**」、「**日本文化論**」が流行したように、両国ともに自国の文化に対する外国人の論評に敏感な面がある)。

#### 13.2 社会変化・社会問題についての認識

<日本> 日経 3000 人電話調査 (2000 年 12 月) 結果 (数字は%)

21 世紀の日本はどうか 持続的発展(11.6) 現状維持(58.8) 衰退(26.7) 不明(2.9)

21 世紀における日本の課題 (複数回答)

1. 財政再建・経済構造改革 (61.1) 2. 社会保障体制の整備 (51.9)、3. 教育・人材育成 (50.1) 4. 国際的競争力の強化 (27.8) 5. 外交力の強化 (24.7) 6. 国家意識の確立 (18.2) 7. 文化・芸術の向上 (15.6) 8. 軍事力の強化 (4.4)

内閣府・平成 12 年 12 月調査 (資料参照) 景気、雇用、財政、社会風潮、治安の悪化を懸念

日本の場合、不況と老後の生活不安などを反映したイシュー - が過半数の関心を占め、政府に対する要望も同様の分野に偏っている。しかし長びく不況の中にありながらも、将来の見通しについては、7 割の回答者が「発展 + 現状維持」で、あまり危機感が感じられない。

<アメリカ> Gallup 社、2001 年 5 月の世論調査による

アメリカの現状について満足度は、クリントン政権期には経済回復に伴って上昇したが、この3年は低下傾向にあり、満足と答えた回答者は過半数を切っている。

アメリカ人の社会経済的属性別に、満足度を検討してみると、共和党支持者、中・高所得者、大卒者、働き盛りの男性は6割近くが満足しているのに対して、女性、リベラル、非白人、高卒・高校中退以下、民主党支持者、低所得層は反対に6割近くが不満を示しており、二極分化している。

政策、社会問題の分野についていうと、エネルギー問題(ガソリン価格の上昇、電力問題など)がやや高い関心を集めている以外、特に顕著に注目を集めている分野はない。

人種問題については、前述のアメリカ人一般の世論調査では、他の社会問題と比べて特

に高い関心を集めてはいなかった。しかし 1999 年秋に行なわれた人種問題についての意識調査（資料参照）によると、コミュニティにおいてほとんど人種差別がないとするのが白人では 75% に登るのに対して、黒人では 36% に留まっており、人種間の人種問題に対する認識ギャップが大きい。ただし人種関係全般の改善については、人種を問わず悲観的な意見が大半である。

長期的に見てみると、社会問題が経済問題より大きな注目を集めた、1960～70 年代前半はむしろ例外。他の時期は経済問題が国民の主たる関心事である。

**経済など生活関連イシュー** - が国民の関心の中心で、経済状況の好不況により、雇用や治安などの社会不安が影響される点では日米共通しているが、アメリカのほうでは人種間や社会経済的上層の人々と下層の人々、保守とリベラルの間に大きな認識ギャップが存在し、また人種問題に対する白人の「無関心」がほぼ一貫していることも特徴的である。

### 13.3 文化がもたらす相違と制度がもたらす相違

**貯蓄率** 日本の個人貯蓄率・約 14%、アメリカ約 4% 文化的理由から説明される場合もあるが、むしろ消費者ローン・住宅論ローンの所得控除を大幅に認めるアメリカの税制に対して、利子所得を大幅に認めてきた日本の税制という制度の相違が背景にある。

**学歴** 日本での学歴社会批判は、特定の高校・大学が進学・就職・昇進で有利であることに対する場合は多いが、アメリカでは学歴差を生み出す背景の相違（人種、社会階級など）を問題にすることが多い。

**離婚率** 離婚率の高さ（アメリカ人口千人当たり 4.5、日本 1.6）は、女性の経済的自立、結婚における自己実現の重視、離婚に寛容な社会的意識変化などで説明されている。結婚率（アメリカ 8.7 日本 6.3）と比べて離婚率の差が開いていることと日本より低い離婚率の諸国は、アジア諸国かイスラム諸国であることを考慮すると文化的要因が大きいともいえる。

**終身雇用制** 日本も不況により終身雇用制は大きく見直される方向にあるが、80 年代までのデータだと表のように日米で転職にかなり大きな差が開いている。しかしアメリカでも中高年以降の転職数は限られており、過度に日米差を強調するのには注意を要する。

**安易な「文化還元論」は禁物。しかしどのような制度が採用され、どのような形で運用され、定着するのかと言う点において「文化」的要素が働く（例えば司法制度）**

### 13.4 今、なぜアメリカ社会を学ぶのか？

#### <日本人から見た、「アメリカ社会」を学ばない（学びたくない）理由>

もはや学ぶものがない、文化が商業的で浅薄である、情報が多すぎる、アメリカの大国主義的姿勢への反発

#### <アメリカを学ぶ（学ばなければならない）理由>

・西欧文明をグローバル化・現代化・脱階級化したアメリカ（cf. ハンチントン『文明の衝突』）

・日米関係、世界政治経済におけるアメリカの重要性

・多文化共存のルール作りのモデルとして（アファーマティブ・アクション、多文化主義教育、二言語教育など）

・ 様々な社会的病理に対する対応策の先進国として（PTSD、ドメスティック・バイオレンス、被害者救済など）

・ 日本社会を相対化するため。戦後の日本の政治経済システムの原型の確認

## 平成 13 年度『アメリカ社会論特殊講義』各回のポイント

### 1. アメリカ「都市」のプロフィール(4月12日)

アメリカの市政制度の相違(市長制、市支配人制、委員会制)と、連邦制度における「都市」の地位を理解してほしい。

### 2. 農村デモクラシーから都市デモクラシーへ(4月19日)

都市化・郊外化がアメリカ社会に与えた影響(人種問題や貧困問題に)を理解してほしい。

### 3. 都市における人種問題の諸相(4月26日)

アメリカにおける人種差別撤廃の歴史と今日なお未解決な問題について、特にアファーマティブ・アクションと福祉政策との関連で理解してほしい。

### 4. 貧困問題と福祉改革(5月10日)

アメリカ人は貧困者救済や福祉政策をどうあるべきだと考えているのか、それについてはどのような意見の対立やコンセンサスがあるのかを考えてほしい。

### 5. 社会経済的格差と教育改革(5月17日)

2~4で議論してきた様々なアメリカ社会の問題点とアメリカの教育改革はどのように結びついているのか考えてほしい。

### 6. エスニック・マイノリティと教育(5月24日)

多民族・移民国家アメリカで、歴史や言語を教える難しさはどこにあるのか?多文化主義教育の功罪は何かについて考えてほしい。

### 7. 都市の成長と成長管理(5月31日)

アメリカの都市計画において「成長管理」という考え方が登場した背景とその功罪について考えてほしい。

### 8. 郊外化とその政治的・社会経済的意味(6月7日)

アメリカにおいて郊外の発展はどのような社会経済的な問題を生み出したのか、またそうした問題を克服するために現在どのような試みがなされているのかを押さえてほしい。

### 9. ドラッグとアメリカ社会(6月14日)

ドラッグはアメリカ社会にどのような問題をもたらしているのか。その解決のために政府はどのような対策をとるべきなのか考えてみてほしい。

### 10. アメリカにおける犯罪対策と州・地方政府(6月21日)

アメリカにおける犯罪の種類とそれに対する政府の対応について理解し、犯罪対策と人権擁護・人種差別是正などをどのように両立すべきかについて考えてほしい。

### 11. ジェンダー的視点からみたアメリカ都市問題(6月28日)

フェミニスト的な立場から都市問題・都市政策を研究するとどのような問題点が浮かびあがってくるのか、講義での理論的な視点と自分自身の生活経験とをあわせて考えてほしい。

## **12. コミュニティにおける政治・市民参加（7月5日）**

アメリカに都市における住民の政治参加の実態とその意義、および問題点について考えてほしい。

## **13. アメリカ社会と日本社会 - 類似と相違（9月13日）**

対照的な社会とされるアメリカと日本の間にはどのような共通性と相違があるのか。またそうした相違は文化の差によってもたらされるのか、それとも社会制度の差によるものなのか？具体的な実例に基づきながら考えてほしい。



平成 13 年度『アメリカ社会論特殊講義』参考文献一覧(絶版書を含む)

<講義全体に関わる概説書>

- ・ アーバン・インスティテュート著、下河辺淳監修・東京海上研究所編訳『都市問題の政策科学 - アメリカにおける大都市の安心の条件』東洋経済新報社、1996
- ・ Kweit, Robert W. and Mary G. Kweit. 1998. *People and Politics in Urban America*. 2<sup>nd</sup> ed. New York: Garland Publishing.
- ・ Judd, Dennis R. and Todd Swanstrom. 1998. *City Politics: Private Power and Public Policy*. 2<sup>nd</sup> ed. New York: Longman.
- ・ Harrigan, John J. and Ronald K. Vogel. 2000. *Political Change in the Metropolis*. 6<sup>th</sup> ed. New York: Longman.
- ・ 五十嵐・古矢・松本編『アメリカの社会と政治』有斐閣、1995
- ・ 猿谷要編『USA GUIDE 5 アメリカの社会 - 変貌する巨人』弘文堂、1992
- ・ 福田・野村・岩野・堀著『現代アメリカ合衆国 - 冷戦後の社会・経済・政治・外交』ミネルバ書房、1993

手ごろに読める現代アメリカ社会用語集

- ・ 明石紀雄・川島浩平『現代アメリカ社会を知るための60章』明石書店、1998
- ・ 北畠霞『ニュース英語がわかる本』集英社新書、2000

<各回の参考文献>

1. アメリカ「都市」のプロフィール(4月12日)

- ・ ジョセフ・ツィンマーマン著(神戸市地方自治研究会訳)『アメリカの地方自治 - 州と地方団体 - 』勁草書房、1986
- ・ 森田徳『アメリカの基礎自治体 - メリーランド州のミュニシパリティ』公職研、1999
- ・ 近藤直光『米国都市の行財政 - カリフォルニア・テキサスの現状は - 』公人の友社、2001
- ・ 金子善次郎『米国連邦制度 - 州と地方団体』良書普及会、1977

2. 農村デモクラシーから都市デモクラシーへ(4月19日)

- ・ 内田満『都市デモクラシー』中公新書、1978
- ・ 鈴木広・倉沢進・秋元律郎『都市化の社会学理論 - シカゴ学派からの展開』ミネルバ書房、1987
- ・ Monkkonen, Eric . 1988 . *America Becomes Urban: The Development of U.S. Cities and Towns*. Berkeley, CA: University of California Press.
- ・ Teaford, Jon C. 1993. *The Twentieth-Century American City*, 2<sup>nd</sup> ed. Baltimore, MD: John Hopkins University Press.

3. 都市における人種問題の諸相(4月26日)

- ・ 本田創造『アメリカ黒人の歴史』岩波新書、1991
- ・ 明石紀雄・飯野正子『エスニックアメリカ(新版) - 多民族国家における統合の現実』有斐閣、1997
- ・ 有賀貞編『エスニック状況の現在』日本国際問題研究所、1995
- ・ ウィリアム・J・ウィルソン著(青木秀男他訳)『アメリカのアンダークラス - 本当に不利な立場に置かれた人々』明石書店、1999

4. 貧困問題と福祉改革(5月10日)

3の参考文献に加えて

- ・ 藤田伍一・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障7 アメリカ』東京大学出版会、2000
- ・ ウィリアム・J・ウィルソン著(川島正樹他訳)『アメリカ大都市の貧困と差別 - 仕事がなくなるときの』明石書店、1999
- ・ Jencks, Christopher. 1993. *Rethinking Social Policy: Race, Poverty, and the Underclass*. New York: HarperPerennial.

## 5 . 社会経済的格差と教育改革 (5月17日)

- ・ 喜多村和之編『USA GUIDE7 アメリカの教育 - 「万人のための教育」の夢』弘文堂、1992
- ・ 村田鈴子『アメリカの教育』信山社出版、1997
- ・ 本間政雄・高橋誠『諸外国の教育改革 - 世界の教育潮流を読む 主要6カ国の最新動向』ぎょうせい、2000
- ・ 梶山正弘『アメリカ教育の変動 - アメリカにおける人間形成システム』福村出版、1997

## 6 . エスニック・マイノリティと教育 (5月24日)

- ・ 今村令子『永遠の「双子の目標」 - 多文化共生の社会と教育』東信堂、1990
- ・ 油井大三郎・遠藤泰夫編『多文化主義のアメリカ - 揺らぐナショナル・アイデンティティ』東京大学出版会、1999
- ・ ロナルド・タカキ著(富田虎男監訳)『多文化社会アメリカの歴史 - 別の鏡に映して』明石書店、1995
- ・ アーサー・シュレジンジャーJr.著(都留重人監訳)『アメリカの分裂 - 多元文化社会についての所見』岩波書店、1992
- ・ Hollinger, David A. 1996. *Postethnic America: Beyond Multiculturalism*. New York: Basic Books.

## 7 . 都市の成長と成長管理 (5月31日)

- ・ 大野輝之・レイコ・ハベ・エバンズ『都市開発を考える - アメリカと日本』岩波新書、1992
- ・ 矢作弘・大野輝之『日本の都市を救えるか - アメリカの「成長管理」政策に学ぶ』開文社出版、1990
- ・ 大野輝之『現代アメリカ都市計画 - 土地利用規制の静かな革命』学芸出版社、1997
- ・ 秋本福雄『パートナーシップによるまちづくり - 行政・企業・市民 アメリカの経験』学芸出版社、1997

## 8 . 郊外化とその政治的・社会経済的意味 (6月7日)

- ・ 戸谷英世・成瀬大治『アメリカの住宅地開発 - ガーデンシティからサステイナブル・コミュニティへ』学芸出版社、1999
- ・ 平田美和子『アメリカ都市政治の展開 - マシンからリフォームへ』勁草書房、2001
- ・ Downs, Anthony. 1994. *New Visions for Metropolitan America*. Washington, DC: The Brookings Institution.
- ・ Thomas, G. Scott. 1998. *The United States of Suburbia: How the Suburb Took Control of America and What They Plan to Do With It*. Amherst, NY: Prometheus Books.

## 9 . ドラッグとアメリカ社会 (6月14日)

- ・ ハワード・S・ベッカー著(村上直之訳)『アウトサイダーズ - ラベリング理論とは何か』新泉社、1993
- ・ 石井陽一『麻薬戦争 - 南北アメリカの病理』創樹社、1996
- ・ 植村修『マイアミ・コネクション - アメリカのコカイン戦争』朝日新聞社、1989
- ・ 鈴木陽子『麻薬取締官』集英社新書、2000
- ・ Musto, David F. 1999. *The American Disease: Origins of Narcotic Control*. 3<sup>rd</sup> ed. New York: Oxford University Press.
- ・ Betram, Eva. 1996. *Drug War Politics: The Price of Denial*. Berkeley, CA: University of California Press.

## 10 . アメリカにおける犯罪対策と州・地方政府 (6月21日)

- ・ ウィリアム・J・ベネット著(加藤・小倉訳)『グラフで見るアメリカ社会の現実 - 犯罪・家庭・子供・教育・文化の指標』学文社、1996
- ・ 藤本哲也編『現代アメリカ犯罪学事典』勁草書房、1991
- ・ ロランド・V・デル＝カーメン著(樺島・鼎訳)『アメリカ刑事手続法概説 捜査・裁判における憲法支配の貫徹』第一法規出版、1994
- ・ 藤本哲也『諸外国の刑事政策』中央大学出版部、1996
- ・ 矢部武『少年犯罪と闘うアメリカ』共同通信社、2000
- ・ Currie, Elliot. 1998. *Crime and Punishment in America*. New York: Henry Holt & Company.
- ・ Wilson, James Q. and Joan Petersila ed. 1995. *Crime*. Washington, DC: ICS Press

### 1 1 . ジェンダー的視点からみたアメリカ都市問題 (6月28日)

- ・ ドロレス・ハイデン著(野口・梅宮・桜井・佐藤訳)『アメリカン・ドリームの再構築 - 住宅・仕事・家庭生活の未来』勁草書房、1991
- ・ 進藤久美子『ジェンダーポリティクス - 変革期アメリカの政治と女性』新評論、1997
- ・ 奥田道広『都市エスニシティの社会学 - 民族・文化・共生の意味を問う』ミネルバ書房、1997
- ・ 渡辺和子『アメリカ研究とジェンダー』世界思想社、1997
- ・ 岡田光世『アメリカの家族』岩波新書、2000
- ・ Stimpson, Catharine et als eds. 1981. *Women and the American City*. Chicago, The University of Chicago Press.

### 1 2 . コミュニティにおける政治・市民参加 (7月5日)

- ・ 本間長世編『アメリカ社会とコミュニティ』日本国際問題研究所、1993
- ・ 川合正兼『コミュニティの再生とNPO - サンフランシスコの住宅・福祉・街づくり』学芸出版社、1998
- ・ 生田希保美・越野誠一『アメリカの直接参加・住民投票』自治体研究社、1997
- ・ A・トクヴィル著(井伊玄太郎訳)『アメリカの民主政治』講談社学術文庫、1987
- ・ ロバート・A・ダール著(河村・高橋監訳)『統治するのはだれか - アメリカー都市における民主主義と権力』行人社、1988
- ・ 阿部斉『アメリカの民主政治 - その伝統と現実』東京大学出版会、1972
- ・ 西尾勝『権力と参加 - 現代アメリカの都市行政』東京大学出版会、1975
- ・ Putnam, Robert. 2000. *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*. New York: Simon & Schuster.

### 1 3 . アメリカ社会と日本社会 - 類似と相違 (9月13日)

- ・ 青木保『日本文化論の変容 - 戦後日本の文化とアイデンティティ - 』中公文庫、1999
- ・ シーモア・M・リップセット著(上坂昇・金重統訳)『アメリカ例外論』明石書店、1999
- ・ サミュエル・ハンチントン著(鈴木主税訳)『文明の衝突と21世紀の日本』集英社新書、2000
- ・ 荻谷剛彦編『比較社会・入門 - グローバル時代の教養』有斐閣、1997